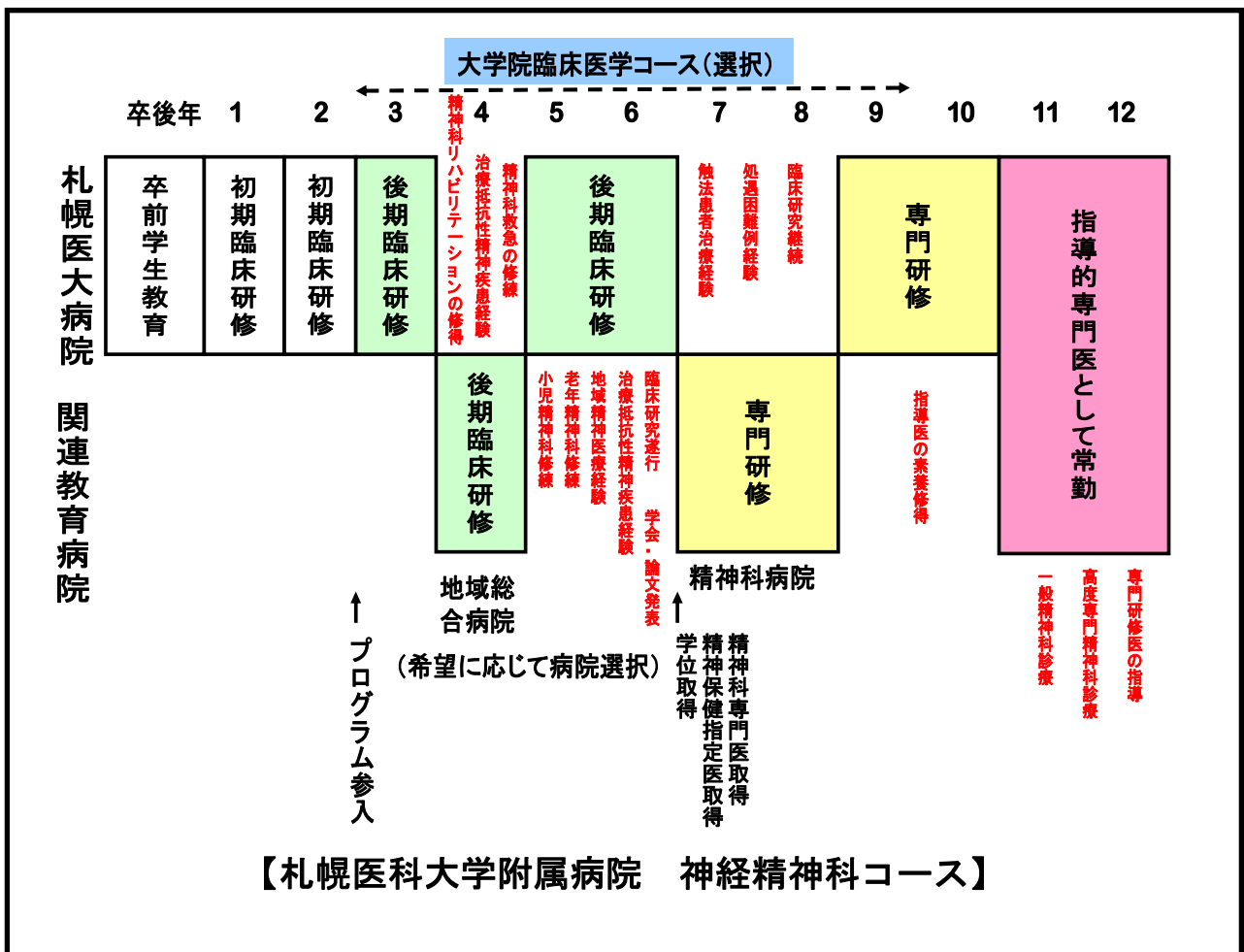


# 神経精神科

## 神経精神科コース

### (1) コースの全体像

- ① 初期研修は1年目関連教育病院、2年目札幌医科大学附属病院で行うことを推奨する。
- ② 3年目は大学病院にて、精神科疾患の診断と治療に必要な知識・技能・態度を修得する。また大学院に入学し、研究志向的な精神科医を養成するコースも用意されている。
- ③ 4年目は大規模病院でコンサルテーション・リエゾン等の幅広い臨床経験を積み、精神保健指定医申請に必要な疾患の勉強や、専門医の取得を目指す。
- ④ 5、6年目は札幌医科大学附属病院にて精神保健指定医取得の準備と申請を行い、資格を取得する。また特色のある治療や先進的医療を勉強する。
- ⑤ 7年目以降は引き続き大学病院で専門研修を行いより高度な専門性を修得するか、教育関連病院にて地域精神医療について知識を習得し、指導医としての素養を備える。  
また、3～4年目及び9～10年目の一部は、本プログラムの他のコースの一部も選択できる。



(2) コースの概要

コース名：札幌医科大学附属病院 神経精神科コース						
大学病院・医療機関名	診療科名	専門分野名	指導者数	目的	養成(受入)人数	期間
札幌医科大学附属病院	神経精神科	精神科一般 認知症 児童精神 性同一性障害 老年精神医学	10	精神疾患の診断と精神療法の習得。精神科リハビリテーションの習得。専門的知識の修得。他コースの研修医も研修可能。	17	4～5年
道立江差病院	神経精神科	精神科一般 リエゾン	1	精神疾患の診断と精神療法の薬物療法の習得。精神科リハビリテーションの習得。他コースの研修医も研修可能。	1	1～3年
伊達赤十字病院	精神神経科	精神科一般 リエゾン	1	精神疾患の診断と精神療法の薬物療法の習得。精神科リハビリテーションの習得。他コースの研修医も研修可能。	1	1～3年
浦河赤十字病院	精神神経科	精神科一般 リエゾン	1	精神疾患の診断と精神療法の薬物療法の習得。精神科リハビリテーションの習得。他コースの研修医も研修可能。	1	1～3年
釧路赤十字病院	精神神経科	精神科一般 精神科救急 リエゾン	2	精神疾患の診断と精神薬物療法の習得。及び精神科救急の研修。精神科リハビリテーションの習得。他コースの研修医も研修可能。	2	1～3年
北見赤十字病院	精神神経科	精神科一般 精神科救急 リエゾン	2	精神疾患の診断と精神薬物療法の習得。及び精神科救急の研修。精神科リハビリテーションの習得。他コースの研修医も研修可能。	2	1～3年
帯広厚生病院	精神科	精神科一般 リエゾン	2	精神疾患の診断と精神薬物療法の習得。及び精神科救急の研修。精神科リハビリテーションの習得。他コースの研修医も研修可能。	2	1～3年
砂川市立病院	精神神経科	精神科一般 リエゾン 認知症	2	精神疾患の診断と精神薬物療法の習得。認知症の診断・治療技術の習得。他コースの研修医も研修可能。	2	1～3年

(3) コースの実績

2010年現在、札幌医科大学附属病院神経精神科・7関連教育病院合わせたコース全体で28名が研修を行っており、精神保健指定医も申請者すべて合格している。大学病院では、性同一性障害外来・物忘れ外来・児童精神外来など専門性の高い治療にも取り組んでおり、十分な実績をあげている。

(4) コースの指導状況

札幌医科大学附属病院神経精神科には10名の日本精神神経学会の専門医制度の指導医、10名

の日本精神神経学会の精神科専門医また関連医療機関にも指導医、専門医が常勤して学会指導修練施設あるいは関連施設になっている。指導医、専門医に欠員が発生した場合には、優先的に大学病院あるいは他の関連医療機関から指導医、専門医が派遣され学会指定修練施設・関連施設の資格は維持される。

(5) 専門医の取得等

学会等名	日本精神神経学会
資格名	精神科専門医
資格要件	<p>&lt;専門医の認定&gt;</p> <p>(過渡的措置期間における受験資格要件)</p> <p>第12条 過渡的措置期間における受験資格要件は、次のいずれにも該当するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 日本国の医師免許証を有するもの</li> <li>2. 試験申請時に学会員であるもの</li> <li>3. 5年以上の臨床経験を有し、うち3年以上の精神科臨床経験を有するものただし、3年以上の精神科臨床経験については、何らかの精神科研修、もしくは、精神科の基礎的素養が身につけられる医療機関（精神科病院、大学病院や総合病院の精神科等）において、常勤の精神科医の指導のもとでの精神科臨床実務経験が1年以上あることとする。</li> <li>4. 医療上の違反行為があり、重大な司法処分、行政処分を受けたもの及びそれらの処分の終了から2年を経過しないものは受験資格を有しない。</li> </ol> <p>(専門医の認定申請手続き)</p> <p>第13条 専門医の認定申請をしようとするものは、様式1-1の申請書類および研修手帳を専門医制度委員会に提出しなければならない。ただし、過渡的措置期間においては、様式1-2の申請書類を専門医制度委員会に提出することとする。</p> <p>(試験)</p> <p>第14条 規則第7条に規定する試験は、次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 筆記試験</li> <li>(2) 口答試問</li> <li>(3) その他試験の詳細は、精神神経学雑誌等で告示する。</li> </ol> <p>ただし、過渡的措置期間においては、次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 一次試験：ケースレポート 3例</li> <li>(2) 二次試験：口答試問</li> <li>(3) その他試験の詳細は、精神神経学雑誌等で告示する。</li> </ol> <p>(受験資格にかかる研修ガイドライン)</p> <p>第15条 規則第7条第3号に規定する研修ガイドラインは、別表2の通りとする。</p> <p>(試験の申請費用)</p>

	第16条 試験の申請等に係る諸費用として、別表3に掲げる金額を納入しなければならない。
学会の連携等の概要 当該学会主催の年次講演会に積極的に参加し、精神科全般の専門的知識を習得する。	

学会等名	日本精神神経学会
資格名	指導医
資格要件	<p>指導医認定申請ができる要件〔ただし、過渡的措置による専門医資格認定期間（平成20年度まで）において〕は、以下の通りとなります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>5年以上の精神科臨床経験を有するものであること。</li> <li>過渡的措置による専門医認定試験の実施が全て終了する平成20年度までは、専門医資格を有していなくても申請できることとする。</li> </ol> <p>指導医認定は、過渡的措置期間内に専門医認定試験に合格されない場合には消滅しますが、過渡的措置期間内に専門医認定試験に合格し、指導医講習会Ⅰ及びⅡに各1回以上参加いたしますと、過渡的措置期間終了後も指導医認定は継続されます。</p> <p>ただし、それ以後、5年間に1回以上の指導医講習会への参加が義務づけられます。</p>
学会の連携等の概要 当該学会主催の指導医講習会に積極的に参加し、指導医としての知識・技能を補完している。	

学会等名	日本老年精神医学会
資格名	専門医
資格要件	<p>&lt;受験資格（認定の資格）&gt;については以下の通りです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>日本国の医師免許証を有すること。</li> <li>研修医期間を含め7年以上の臨床経験を有すること。</li> <li>精神科・神経科・老人科・神経内科・心療内科・内科・リハビリテーション科・脳神経外科等の指定医ないし専門医、あるいはこれらに準ずる資格を有していること。</li> <li>老年精神医学の臨床に従事していること。</li> <li>本規則により認定された施設において、細則に定める研修カリキュラムを修了していること。</li> <li>申請時において、継続して5年以上本学会の会員であること。</li> <li>認定委員会の専門医認定試験および審査に合格すること。</li> </ol> <p>&lt;認定更新&gt; 認定更新に必要な5年間に取得すべき総単位数は50単位とし、そのうち25単位以上は本会の企画した学術集会への参加、または本学会機関誌への論文掲載により取得したものとす、という基準があります。</p>
学会の連携等の概要 当該学会主催の年次講演会に積極的に参加し、精神科全般の専門的知識を習得する。	